第1回門真市立青少年運動広場及び門真市立テニスコート 指定管理者候補者選定委員会会議録

- 1. 開催日時 平成 23 年 10 月 6 日 (木) 午後 3 時から午後 5 時 30 分まで
- 2. 会 場 第2別館第1会議室(教育委員会3階)
- 3. 出 席 者 柳原委員、桂委員、舩越委員、三宅委員、柴田委員
- 4. 事 務 局 生涯学習部 スポーツ振興課

【事務局】

ただ今より、第1回門真市立青少年運動広場及び門真市立テニスコート指定管理者 候補者選定委員会を開催いたします。開会にあたり、三宅教育長がご挨拶を申し上げ ます。

【教育長】

≪教育長挨拶≫

【事務局】

≪出席委員紹介≫

≪事務局職員紹介≫

それでは、本日の案件に移らせていただきます。まず、「委員長・副委員長の選出」を議題といたします。お手元にございます「門真市指定管理者候補者選定委員会設置要項」の第5条の規定におきまして、委員長・副委員長を互選で定めることとなっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。

【委員】

委員長に公認会計士であります柳原委員、副委員長には、教育長であります三宅委員を推薦したいと存じます。

【事務局】

ただ今、委員から委員長に柳原委員、副委員長に三宅委員をとの、ご推薦がありま したが、いかがでしょうか。

≪異議なしの声あり≫

【事務局】

ご異議がないようですので、そのように決定し、お願いいたしたいと存じます。で

は、委員長・副委員長には正面にご着席いただきたいと存じます。着席いただきましたところで、代表して委員長に、就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたしたく存じます。

【委員長】

≪委員長挨拶≫

【事務局】

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお 願い致します。

【委員長】

それでは委員会における会議の公開・非公開について事務局より説明願います。

【事務局】

本市におきましては、別紙審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、原則公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は非公開とすることもできるとされております。本委員会の会議につきましては、公開することにより、①率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること。②申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、利益を害するおそれがあること。この2点の理由をもちまして、非公開とすることが望ましいと考えております。

【委員長】

何か、ご意見はございますか。異議がないようですので、本委員会の会議については 非公開として決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

【委員長】

それでは、本委員会の会議は非公開といたします。続きまして、本委員会の会議録 について事務局より説明願います。

【事務局】

本委員会での会議録につきましては、門真市情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承願いたいと存じます。会議録についてでありますが、発言等の趣旨を把握できるような形での

全文版といたしたく存じますが、よろしいでしょうか。

【委員長】

事務局より提案がありましたが何かご意見はございませんか。

≪異議なしの声あり≫

【委員長】

それでは、本会議の会議録は、全文版といたします。なお、作成した会議録は各委員に確認していただくため、作成され次第、提示していただくよう、事務局にお願いしておきます。続きまして、「会議の進め方」について確認したいと存じます。事務局から説明願います。

【事務局】

「会議の進め方」について申し上げます。門真市立青少年運動広場及び門真市立テ ニスコートにおきましては、応募要項を7月15日から8月5日まで配布し、8月12 日現地説明会を行い、8 社の参加があり 9 月 12 日から 9 月 20 日までを申請期間とい たしましたところ、6団体から申請がありました。選定委員会は本日を含め、2回開催 いたしたいと存じます。今後のスケジュールでございますが、第2回選定委員会を 10 月13日(木)午後3時から、同会場にて開催させていただきます。次に各会の審議内 容でありますが、第1回目の本日は、施設の概要等の説明、選定の審査基準等の確認 をしたのち、第1次審査として「書類審査」を行うこととしております。なにぶん、 申請書類が多いため、審議に時間がかかるものと存じますが、ご協力いただきまして 進めてまいりたいと存じます。さて、第1次審査は、既に皆様にお配りしております 審査基準による各委員の点数を集計し、その中から上位3団体を選定いたします。点 数の集計を事務局で行い、第1次審査結果として各委員及び教育委員会に報告すると ともに、第1次審査を通過した団体には第2次審査の案内、通過しなかった団体には、 非選定通知を送付することといたします。第2回選定委員会では、第1次審査通過団 体によるプレゼンテーションと質疑を実施します。その後、プレゼンテーションを踏 まえての協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考え ております。

【委員長】

何かご意見、ご質問はございませんか。続きまして、「施設の概要」について事務局より説明願います。

【事務局】

お手元の指定管理者募集要項及び仕様書をご覧ください。体育施設の概要でございます。まず、門真市立テニスコートでございます。仕様書の1頁をご覧ください。所在地が門真市大字三ツ島302番地の2です。位置図は仕様書別紙1をご参照ください。 交通アクセスは、地下鉄長堀鶴見緑地線門真南駅下車徒歩3分でございます。施設の開設は、平成10年10月1日でございます。施設の内容につきましては、仕様書平面図別紙2をご参照ください。敷地面積は、5,438.14㎡、コートは(砂入り人工芝)全天候型が5面でございます。付帯設備は夜間照明21基が設置され、その他に管理棟を青少年運動広場と共用しており、シェルター(休憩所)、第1駐車場(26台収容)、駐輪場がございます。続きまして、門真市立青少年運動広場でございます。同じく仕様書の1頁(3)をご覧ください。所在地は門真市大字三ツ島285番地の10、位置図はテニスコートと同じ仕様書別紙1をご参照ください。施設の開設は、テニスコートと同じ平成10年10月1日、施設の内容としましては、仕様書平面図別紙2をご参照ください。敷地面積は、7,548㎡、付帯設備としましてバックネット1基、ベンチ2ヶ所、夜間照明6基が設置されています。管理棟および駐車場はテニスコートと共用となっております。以上簡単ですが、概要説明とさせていただきます。

【委員長】

何か質問は、ございませんか。続きまして、募集要項について事務局より説明を願います。

【事務局】

つづきまして、業務内容等につきましてご説明いたします。仕様書2頁をご覧ください。3.「業務等の範囲及び内容」のうち(1)体育施設の設置目的は記載のとおりです。次に、(2)体育施設の管理運営業務の内容に移ります。体育施設の利用申込受付、あるいは利用許可証の発行、利用取消、変更受付等の事務を行います。次の「イ」に記載しています体育施設の利用料金の徴収、還付、減免事務を行います。次に②の各種業務でございますが、体育施設の業務といたしまして、体育施設及び同管理棟の警備等の維持管理となっております。加えまして、体育施設利用に係る備品・用具等の貸し出し、あるいは体育施設の巡回点検、附属設備の維持管理、敷地内及び周辺の清掃及び草や木の手入れ・散水等の業務その他となっております。その他全般に関することとしまして、業務ごとの日誌を作成すること、場内進入車両の確認、混雑時

の駐車場の整理・誘導等々の業務を担っていただきます。 その他、体育施設にかか わる詳細な事項につきましては、その都度教育委員会と協議して定めることとしてい ます。次に「指定の期間」ですが、要項の1頁3に記載のとおり、平成24年4月1 日から平成27年3月31日までといたします。次に指定管理料でございますが、要項 の1頁の4をご覧ください。先ず、指定管理料につきましては、市と指定管理者が締 結する協定において定めることといたします。指定管理料の積算方法につきましては、 仕様書別紙 5 に示しております、平成 21 年度、平成 22 年度の支出内訳及びそれぞれ の年度における管理運営に係る指定管理者の人件費及び教育委員会が想定する体育施 設の管理運営に係る必要人員として総括責任者1名を含む4名程度を勘案して算出し ていただいております。続きまして、利用料金制についてご説明申し上げます。要項 の1頁下段から3行目の(4)利用料金とその他の収入に記載しておりますとおり、施 設の利用料金は、地方自治法第 244 条に基づき指定管理者の収入になります。なお、 利用料金でございますが、仕様書の4頁(7)に記載のとおり、各施設の条例に規定す る額を基本といたしておりますが、その範囲内で教育委員会の承認のもとに設定する ことができます。また、指定管理者自らが企画し、教育委員会と協議の上実施する自 主事業の参加料等を収入とすることができます。なお、細部につきましては、要項及 び仕様書をご覧ください。以上でございます。

【委員長】

ここまで何かご質問はございませんか。次に、審査基準につきまして具体的な審査 の基準について事務局から説明願います。

【事務局】

お手元にお配りしております審査基準及び得点表は、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目や内容・配点を想定した事務局案です。お手元の審査基準をご覧ください。項目を5つ用意させていただいています。先ほど申しあげたとおり、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1項に規定する選定基準をもとに、作成しております。1、住民の平等な利用が確保されるものとなっているか。2、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。3、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。4、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。その他管理に際して必要な事項を定めて

おります。審査項目につきましては、右の表のとおり記載しておりますのでご覧ください。なお、選定項目の4の審査項目であります、安定的な運営が可能となる経理的基盤につきましては、25 点中 10 点を配点し、その採点を公認会計士である柳原委員長にお任せしたいと考えております。従いまして、柳原委員長には、10 点×5 人分、50 点を、採点いただくことになります。他の委員は25 点から10 点を差引いた残りの点で残りの項目の採点をお願いいたしたいと存じます。以上の内容について、項目の加除、配点の見直し等のご意見があればご提案いただきたいと存じます。また、第2次審査におきましては、同内容の審査基準を用いまして、各団体15分ずつのプレゼンテーションと25分程度の質疑応答を通し、トータルな観点からの判断に基づく相対評価を行っていただくことを想定させていただいております。

【委員長】

何かご質問・ご意見はございませんか。審査基準及び配点になにかございましたら、 ご意見お願いします。

【委 員】

今日、プレゼンテーションの審査基準は、審議しないのですか。

【事務局】

今日は、ご審議致しません。次回です。

【委員長】

それでは、これより書類審査を行います。各委員において、お配りしております事業計画書等の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。審査時間は、どの程度ですか。

【事務局】

審査時間は、特に定めていません。じっくりと審査していただければと存じます。

【委員】

項目3の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか、という項目で非常に配点が大きいのですが、青少年運動広場は青少年という表記されていますが、実際は、シルバーの利用者が利用の対象となって青少年の活動が少ないように思われます。審査項目の内容にもその点が見当たらないので、どこにその点を加味すればよいのかという点と、自主事業を実施しなければ経費は抑えられるが、その経費を抑制することによって、得点が有利になるのかという点を市はどのように考えられていますか。また、

整備につきましても、整備をきちんと行わなければ経費がかからないことや、青少年に対する事業に対しても事業を行うと経費がかかってきますが、そのようなことで経費の縮減に対しても項目3の管理に係る経費の縮減として得点を付けるのかという点を統一の考えとして決める必要があると思います。

【委 員】

この項目が条例の表現となっていますので、このように記載していると思うのですが、審査項目及び内容にもっと盛り込めればよかったのですが。

【委員】

価格が下回っているということと、管理が実現できるという点で 25 点を付けるので すか。

【委員長】

つまり、収入から経費を差し引いて利益が残っていることがすばらしいとするのか ということですね。

【委 員】

何もしなければお金が残りますよね。

【委員】

安全面等の経費をかけずに運営して、お金が残ればいいというわけではないと思いますよね。

【委 員】

応募申請は、お金が残ると指定管理料を下げる必要がありますので、お金が残ることを前提にはしていないと思います。安ければ安いと手を抜いていると考えることもできますし、逆に指定管理料が高くてもそれに相当する運営をしていることも考えられると思います。項目3は、安ければ全てよいという意味ではないと思います。無駄な経費を省いて、運営の重点箇所には費用をかけてでも実施しているというのをこの応募申請で見抜くのは難しいと思いますが、そのような点で審査していけばよいと思います。

【事務局】

確かに自主事業を実施するかによって経費等は変わってくると思います。利用率の低い所で自主事業を行っていただけるかという点についても、審査の対象として審査していただきたいと思います。

【委員】

それを市として積極的に推進したいという考えはあるのですか。

【事務局】

それは、指定管理者の考えを重視し、施設の有効活用を最大の目的としています。 その点を配慮していただいて、自主事業を一定の部分は、取り入れる必要があると思います。自主事業によって一般市民の利用者が使用できなくなることは、求める施設の運営ではないと思いますので、そのバランスが難しいですが重要になってくると思います。

【委 員】

この配点のウエイトで市がどのような点を重視しているのかを読み取ればいいですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

では、よろしいでしょうか。

≪異議なしの声あり≫

≪審査開始≫

≪審査終了≫

【委員長】

皆様評価は終わりましたでしょうか。それでは、これより集計をいたしますので事 務局お願いします。

≪経営基盤の状況について≫

【委員長】

集計が終了しましたので、発表させていただきます。結果を事務局より発表お願い します。

【事務局】

それでは、発表させていただきます。

【事務局】

申請順にモリタスポーツ・サービス株式会社、総得点 356 点、3 位ございます。愛真会、総得点 282 点、6 位ございます。株式会社東大阪スタジアム、総得点 384 点、2

位ございます。株式会社サンアメニティ、総得点 304 点、5 位ございます。株式会社 ジャパンクリエイト・門真市シルバー人材センター共同体、総得点 334 点、4 位ございます。奥アンツーカ株式会社、総得点 418 点、1 位でございます。以上でございます。

【委員長】

それでは、次回日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

≪次回選定委員会の予定等の説明≫

【委員長】

≪委員長挨拶の後閉会≫